



浜松市

## 平成23年度 外部評価資料

資料番号	事業名	所管課
3-8	国際交流・協力事業	国際課

# 事業シート2

課コード: 000422000  
 担当組織: 国際課

作成日: 平成23年5月30日  
 責任者: 山下 文彦

基本政策	課	政策	目	事業
計画コード 17	06	0247	01	024702

款	項	目	事項
予算コード 06	01	38	21

款	項	目	事項
06	01	38	

## 事業名: 国際交流・協力事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	人工 (正規職員) (単位:人)	22年度	23年度	比較
	12,900	12,637	△ 263		0.6	0.6	0.0
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他
	400				8,715		3,522

### ◆事業の目的

市民主役の国際交流・協力、多文化共生を推進する。また、本市の特徴を活かした国際協力、国際貢献を行い、国際社会における役割を果たす。

### ◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

- 国際交流・協力推進事業(補足シート2-①)  
 市民主役の国際交流の一層の推進を図るため、国際交流・協力、多文化共生分野に取り組む民間国際交流組織が行う活動に対し、助成事業を行う。
- 自治体職員協力交流事業(補足シート2-②)  
 本市と「人材交流都市」として共同声明を発出しているブラジル連邦共和国サンパウロ州モジダス・クルーゼス市から自治体職員1人を招へいし、本市の施策について研修を行う。

### ◆これまでの取組状況(平成22年度に何をを行い、その結果はどうなったか)

- 国際交流・協力推進事業(補足シート2-①)  
 市民主役の国際交流の一層の推進を図るため、国際交流・協力、多文化共生分野に取り組む民間国際交流組織が行う活動に対し助成事業を行い、市民レベルでの国際交流・協力、多文化共生が推進された。  
 H22実績:4,368,400円 交付先:公益財団法人浜松国際交流協会  
 助成対象活動:29件(23団体)
- 自治体職員協力交流事業(補足シート2-②)  
 ブラジル連邦共和国サンパウロ州オズバルド・クルス市から教員1人を招へいし、本市の教育事情等の研修を実施するとともに、本市在住外国人の子どもへの学習支援に当たった。このことにより、母国の教育施策や日系人社会への支援に資することができた。

開始年度	終了予定年度	事業の性格分類	根拠法令等					
平成 4 年	年	自治事務						
会計区分	戦略性	マニフェスト	事業の特徴	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
一般会計	重点戦略						○	○
行革審答申	外部評価	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
○	*H20は事業仕分け							

(単位:千円)

		H22	H23	H24計画	H25計画	H26計画	H23~26計
事業費	予算	12,900	12,637	12,637	12,637	12,637	50,548
	決算	6,825					0
財源内訳	国・県支出金						0
	市債						0
	その他						0
	一般財源	6,825	12,637	12,637	12,637	12,637	50,548
	*一般会計繰入						0
人件費(報酬等)							0
人件費		4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	19,200
内訳	人工(正規)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	—
	人工(非常勤)						—
	人工(再任用)						—
年間経費(事業費+人件費)		11,625	17,437	17,437	17,437	17,437	69,748

**成果指標1 世界の人々との活発な市民交流(市政満足度・市民アンケート)**

種類	アウトカム(成果指標)	単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標	%	15	15	16	17	18
	実績	%	9.7				

**成果指標2**

種類		単位	H22	H23	H24	H25	H26
	目標						
	実績						

**◆事業の成果(平成22年度末時点での目的の実現状況 ※活動ではなく状態)**

1 国際交流・協力推進事業(補足シート2-①)

公益財団法人浜松国際交流協会が実施する国際交流・多文化共生推進事業に対して補助を行うことにより、市民主役の国際交流、多文化共生活動が促進された。

2 自治体職員協力交流事業(補足シート2-②)

ブラジル連邦共和国サンパウロ州オズバルド・クルス市から教員1人を招へいし、本市の教育事情等の研修を実施するとともに、本市在住外国人の子どもへの学習支援に当たった。母国の教育施策や日系人社会への支援に資することができた。

## ◆評価(平成22年度事業の評価)

### (1) 必要性: 継続

(理由)

本事業は、市民が主体となった国際交流の推進に資するものであり、市民レベルでの多文化共生社会の形成推進に一定の役割を果たしている。

### (2) 実施主体: 市

(理由)

市が、市民主役の国際交流・協力、多文化共生活動を支えるものである。

### (3) 選択と集中 現状

(理由)

市民主役の国際交流・協力、多文化共生活動を支えるものであることから、本事業は有意義である。

### (4) 改善: 協働

(理由)

市民が主体となった活動の推進に資する制度のあり方を検討していきたい。

## 今後の方向性 改善

本事業は、市民主役の国際交流・協力、多文化共生活動を支えるものである。  
各種助成制度の存在や市全体の補助金見直しを踏まえ、制度のあり方を検討していく。

## ◆改革・改善(評価を反映して何を見直したか)

### (1) これまでに実施した改革・改善(平成23年度予算で反映したものを含む)

#### 1 国際交流・協力推進事業(補足シート2-①)

- ・平成20年度をもって地域の国際交流協会に交付していた浜松市国際交流団体補助金を廃止し、平成21年度より浜松市国際交流推進事業費補助金に一本化した。その際に団体運営経費を補助対象から除外するとともに、各活動1件あたりの補助限度額を500千円と定めた。
- ・平成22年度より各活動1件あたりの補助限度額を500千円から300千円に改めた。

#### 2 自治体職員協力交流事業(補足シート2-②)

- ・平成23年度は、本市と「人材交流都市」として共同声明を発出しているブラジル連邦共和国サンパウロ州モジダス・クルーゼス市から職員を招へいすることとした。

### (2) 今後の改革・改善計画(いつまでに何をどう見直す)

#### 1 国際交流・協力推進事業(補足シート2-①)

市民主体の国際交流・協力、多文化共生活動を推進するため、市民活動への支援を継続する。一方、補助金交付要綱が今年度末に終期を迎えることから、制度のあり方を検討していく。

#### 2 自治体職員協力交流事業(補足シート2-②)

海外諸都市との国際協力・貢献については、市が国際社会の一員としての責務を果たす意義は大きいものであり、今後も継続していく。

## 補足シート2-①

	款	項	目	事項
予算コード	06	01	38	21 06

事業名：国際交流・協力推進事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	7,000	7,000	0					
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
					7,000		0	

### ◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

○市民主役の国際交流の一層の推進を図るため、国際交流・協力、多文化共生分野に取り組む民間国際交流組織が行う活動に対し、助成事業を行う。

### ◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうだったか)

○市民主役の国際交流の一層の推進を図るため、国際交流・協力、多文化共生分野に取り組む民間国際交流組織が行う活動に対し助成事業を行い、市民レベルでの国際交流・協力、多文化共生が推進された。

H22実績:4,368,400円 交付先:公益財団法人浜松国際交流協会  
助成対象活動:29件(23団体)

## 補足シート2-②

	款	項	目	事項
予算コード	06	01	38	21 20

事業名：自治体職員協力交流事業

事業費 (予算) (単位:千円)	22年度	23年度	比較	施設管理	指定管理	受益者負担	補助金	市民協働
	5,900	5,637	△ 263					
23年度 事業費内訳 (単位:千円)	需用費	委託料	工事請負費	公有財産購入費	負担金補助 及び交付金	扶助費	その他	
	400				1,715		3,522	

### ◆事業内容(平成23年度に何をやるか)

○本市と「人材交流都市」として共同声明を発出しているブラジル連邦共和国サンパウロ州モジダス・クルーゼス市から自治体職員1人を招へいし、本市の施策について研修を行う。

### ◆これまでの取組状況(平成22年度に何を行い、その結果はどうだったか)

○ブラジル連邦共和国サンパウロ州オズバルド・クルス市から教員1人を招へいし、本市の教育事情等の研修を実施するとともに、本市在住外国人の子どもへの学習支援に当たった。このことにより、母国の教育施策や日系人社会への支援に資することができた。

※主な研修先

浜松市多文化共生センター／浜松市外国人学習支援センター／ジュントス教室／浜松市教育相談センター／浜松市砂丘小学校

## 論点シート

事業番号	3 - 8	事業名	国際交流・協力事業
部局	企画部	所管課	国際課
H23 予算	12,637 千円	所管課	改善（協働）
H22 予算	12,900 千円	一次評価	
評価対象事業についての論点等			
<p>《国際交流・協力推進事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民主役の国際交流や多文化共生の推進」等の事業目的達成手段として効果的・効率的か、成果に対してコストは妥当か</li> <li>・国際交流・協力推進事業は、どのような団体が行なう、どんな事業に助成しているか</li> <li>・助成を受けている団体は固定化されていないか</li> <li>・(財)国際交流協会に補助してその中から諸団体に配分する間接補助方式の理由は</li> </ul>			
評価対象事業についての二次評価			
<p>【改善（その他）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効果を検証し、より効果的、効率的な事業のあり方を検討すべき</li> <li>・市と国際交流協会、その他の民間団体の役割を明確にすべき</li> </ul>			

《国際交流・多文化共生推進事業》

H22 実績 : 4,368,400 円  
 交付先 : 公益財団法人浜松国際交流協会  
 対象活動 : 下表のとおり

対象活動	対象団体	交付額
英語交流事業(英語教師派遣)等	天竜国際交流協会	150,000
国際交流の集い事業		50,000
国際理解事業 (日本語カフェ)		50,000
中国人留学生との交流	NPO 浜松日中文化交流会	200,000
国際交流風揚げ大会	浜松風の会	50,000
ボランティア通訳事業	浜松通訳ボランティアガイドの会「HELP」	44,400
ワールドゆかたおしやれコンテスト	NPO 全国元気まちづくり機構浜松	150,000
中国語スピーチコンテストの開催	中国文化交流会	200,000
海外環境保護活動家の講演会開催	フェアトレードフェスタ実行委員会 2011	40,000
外国人の子どもたちの放課後支援	外国人子どもサポーターズクラブ	277,000
アメリカ中学生との交流事業	細江町国際交流協会	185,000
食を通じた交流事業	横須賀自治会	50,000
サンバチームによるパレード実施		70,000
日本語学習・地域交流活動	にほんご ゆいの会	94,000
日本語教室など在住中国人支援	中国文化交流会	150,000
中国人留学生との交流事業	NPO 法人浜松日中文化交流会	220,000
在住外国人への日本語教育事業	NPO 法人日本語教育ボランティア協会	300,000
小学生対象の宿泊英語教室	三ヶ日国際交流協会	300,000
アジア諸国の子どもの絵日記の展示	世界遺産の会	10,000
海外映画試写会、映画関係者後援会等	World Fact Filimist Hamamatsu	94,000
外国人の若者による映像製作ワークショップ	NPO 法人浜松 NPO ネットワークセンター	143,000
外国人住民を対象とした救急措置講座	浜松外国人医療援助会	300,000
外国人住民を対象とした日本語教育	NPO 法人浜松日本語日本文化研究会	300,000
日本語教室開催、ネットワーク作り等	フィリピン・ナガイサ	97,000
タイ王国の青少年受入事業 等	浜北国際交流協会	275,000
タイ王国訪問・現地青年との交流事業		90,000
外国人青少年によるパネルディスカッション		21,000
中国人留学との交流事業等		158,000
劇団公演への外国人家族招待	(社) 教育演劇研究協会	300,000

## 浜松市国際交流推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、浜松市における国際交流・協力、国際理解教育ならびに多文化共生の推進を目的とし、浜松市内の民間国際交流組織又は地域国際化協会が行う事業について、予算の範囲内において浜松市国際交流推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域国際化協会 総務大臣に認定を受けた地域国際化協会
- (2) 民間国際交流組織 浜松市を主たる活動地域とし、本市の国際化に資する活動を行う民間組織（その連合組織も含む。）
- (3) 地域国際化施策 公共性を有し、かつ、地域の国際化に資する先導的な施策

### (補助の対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象経費及び補助率（額）は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金の申請は、浜松市国際交流推進事業費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に行わなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りではない。

2 前項の申請には、申請に係る事業年度の歳入歳出予算書及び事業計画書を添付するものとする。また、民間国際交流組織が申請する際には次の各号に掲げる事項を記載した書類を加えて添付するものとする。

- (1) 申請者の営む主な事業
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 助成事業の経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 助成事業の効果
- (5) 助成事業に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

### (交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、浜松市国際交流推進事業費補助金交付決



定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。なお、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の事業運営・経理状況を調査し、不適正と認める場合は、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 事業完了後1週間以内に別に定める様式により、補助事業完了報告書を市長に提出すること。
- (6) 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

（事業変更等の承認申請）

第6条 前条第1項第2号の規定に基づく承認の申請は、浜松市国際交流推進事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）により行わなければならない。

（事業変更等の通知）

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適切であると認めるときは、申請者へ浜松市国際交流推進事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市国際交流推進事業費補助金実績報告書（第5号様式）により、事業完了後1週間以内に市長に行わなければならない。

2 前項の実績報告には、補助を受けた事業に係る事業年度における歳出歳入決算（見込）書及び事業実施状況報告書を添付するものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、浜松市国際交流推進事業費補助金確定通知書（第6号様式）による。

（補助金の請求手続）

第10条 申請者は、補助金を請求するときは、請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金に適用する。

## 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度及び平成23年度の補助金に適用する。

### 別表

番号	事業の区分	対象経費	事業主体	補助額
1	国際交流・多文化共生推進事業	<p>民間国際交流組織が行う活動で、以下の各号に掲げる要件を備えるもの（姉妹都市交流を除く。）に対して、地域国際化協会が実施する支援事業に係る経費（当該民間国際交流団体の団体運営経費は補助対象としない。）</p> <p>（1）次に掲げる活動のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 国際交流の推進を目的とする活動</p> <p>イ 国際協力の推進を目的とする活動</p> <p>ウ 国際理解を深める活動</p> <p>エ 多文化共生の推進を目的とする活動</p> <p>オ 国際交流・協力、多文化共生の担い手となるボランティアを育成する活動</p> <p>（2）民間団体が自ら企画、主催する活動であり、その活動内容等が具体化しているものであること。</p> <p>（3）国、地方公共団体またはそれらの関係団体から補助金等の交付を受けていないものであること。</p>	地域国際化協会	補助額は、協会が実施する支援事業の対象となる各活動の実施に直接必要な経費の2分の1以内とし、各活動1件あたりの限度額は300千円とする。
2	地域国際化協会等先導的施策支援事業	<p>地域国際化協会又は民間国際交流組織が行う地域国際化施策のうち、財団法人自治体国際化協会が指定する目的に沿った事業の実施に係る経費とする。</p>	地域国際化協会 又は民間国際交流組織	補助額は、助成事業の実施に要する経費の総額以内のうち、予算の範囲内で市長が定める額を限度とする。ただし、参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等を控除した額とする。